

隼人港における小型船舶の係留許可制度についての説明会

日 時 ①令和5年1月13日（金） 15：00～
②令和5年1月14日（土） 10：00～
③令和5年1月15日（日） 10：00～

場 所 ① 錦江漁協会議室
②・③ 鹿児島県始良・伊佐地域振興局

司会進行 県港湾空港課

1 開 会

2 開会挨拶（県港湾空港課）

3 議 事

- ① 小型船の係留方法について
- ② 係留許可手続きについて
- ③ 注意事項
- ④ 質疑応答

【配付資料】

- ・ 会次第
- ・ 説明資料
- ・ 係留許可実施計画（案）
- ・ 申請書様式，記載例

1 小型船舶の係留方法について

プレジャーボートなど小型船舶の係留については、全国的にも、無秩序な係留による景観の悪化や船舶航行への支障、安全管理の不十分さに起因する事故等の課題があるとされています。

隼人港においても、20トン未満の船舶について、係船料が無料のため、これまで許可の手続きを求めていなかったこと、係留施設が不足していること、所有者が不明な小型船舶が多いことなどから、同様の課題が発生しています。

このため、県としては、これまでに船舶所有者の把握に努め、長い間使用されていない放置船の所有者に対する撤去指導を行うとともに、防波堤、護岸の係留場所としての活用等について検討を行ってきたところであり、これらの取り組みを踏まえ、隼人港において試験的に小型船舶の係留許可制度を導入します。

※ 小型船舶：20トン未満の船舶

(1) 対象

隼人港の本港地区・外港地区に係留する全ての小型船舶の所有者

(2) 係留許可の期間

申請年の12月31日まで

※ 当面の間、今後1年ごとに使用許可の更新時期を知らせる案内を送付します。

(3) 許可の対象エリア

- ・ 別添係留許可実施計画（案）（P5～6）のとおり、本港地区及び外港地区をそれぞれA～Dの4つにエリア分けをした上で許可します。
- ・ 既存の係留施設（物揚場・船揚場）だけでは係留場所が不足するため、外港地区の防波堤（外港地区B、C、D）を指定係留施設として指定します。
- ・ 一部、常時係留を許可しないエリア（係留不可区域）を設定します。
- ・ 指定係留施設および係留不可区域は県ホームページ及び現地において公示します。

(4) 設置可能な工作物について

係船環やはしごなど、船舶の係留及び乗降に必要な最低限の施設の設置は可能です。

2 係留許可手続について

(1) 許可申請の受付期間

令和5年1月～令和5年2月末

※ 上記期間内に申請がない場合、県から連絡文書（P19）を送付します。

※ 許可証の送付は令和5年3月以降となります。

(2) 許可手続に必要な書類

- ・ 別添「係留施設使用許可（変更）申請書（第1号様式）」（P7）
- ・ 船舶検査証または漁船登録票の写し
※ 有効期限内のもの。ただし非該当船舶は除く
- ・ 船舶・設置物の写真各1枚
※ 2Lサイズ以上で船舶・設置物が特定できるもの
- ・ 係留予定位置図（P9～10）

(3) 申請書記載にあたっての留意点

- ・ 実際に小型船舶を所有する個人ごとに申請してください。また、小型船舶を複数所有している場合、船舶ごとに申請してください。
- ・ 係船申請場所には、港名に加えて地区名も記載してください。（例：隼人港（地区名：本港地区A））
- ・ 申請書には、船舶検査証または漁船登録票の写し（有効期限内のもの。ただし非該当船舶は除く）、船舶・設置物の写真（2Lサイズ以上で船舶・設置物が特定できるもの）各1枚、係留予定位置図（P9～10）を添付してください。
- ・ 漁船登録票については、検認証印欄の写しも添付してください。

(4) 許可書の発行及び許可に付される条件

- ・ 「係留施設使用許可（変更）申請書（第1号様式）」（P7）が県に提出された後、審査の結果許可が可能な場合、別添「係留施設使用許可書（第3号様式）」（P14）を県から送付します。併せて掲示用の「許可証」（P17）を送付するので船舶の見やすい位置に掲示または携行してください。
- ・ なお、許可に当たっては「係留施設使用許可条件書」（P15～16）に記載の条件を付します。
- ・ 許可の条件を遵守しない場合は、許可の取り消し、撤去などの措置を命じることがあります。

(5) 申請書提出先

〒899-5212 始良市加治木町諏訪町12

始良・伊佐地域振興局建設部建設総務課管理係

TEL 0995-63-8351

(6) 許可後の手続

- ・ 許可を受けた期間中に、許可内容に変更が生じたときは、随時別添「係留施設使用許可（変更）申請書（第1号様式）」（P7）を県に提出してください。
- ・ 許可を受けた期間中に、使用を取りやめるときは、別添「係留施設使用許可取下申出書（第2号様式）」（P12）を県に提出してください。

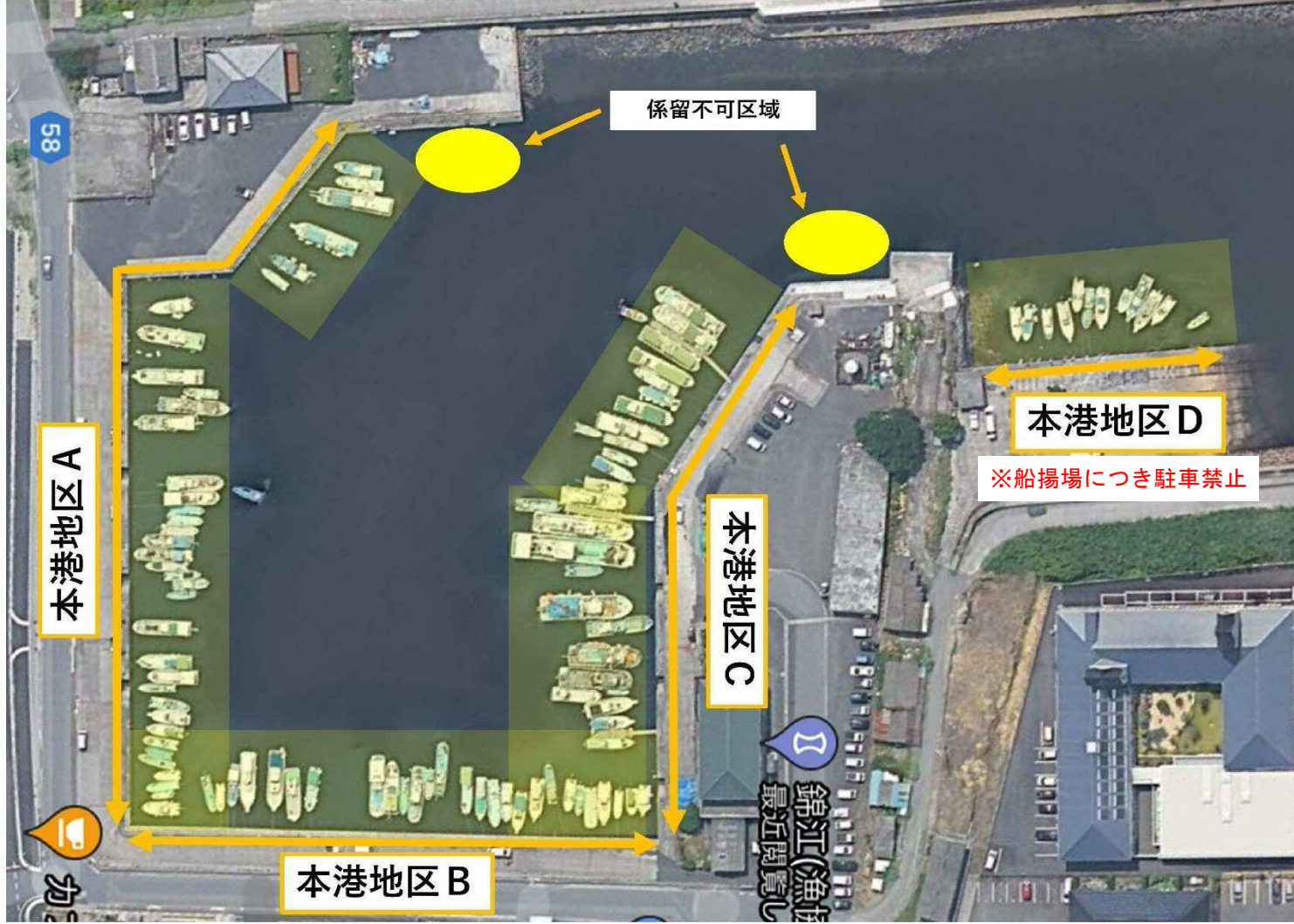
3 注意事項

- ・ 第三者への損害賠償があった場合に備え、損害保険の加入に努めてください。
- ・ 本港地区Dは船揚場であり、船の上架作業に支障が出るため車、バイク等の駐車のほか、船揚場レールへの係留ロープ・ワイヤーの固定は行わないでください。
※ 荷下ろしのために停車することは可能ですが、荷下ろし後は速やかにご移動ください。
また、乗降の際は船の上架作業の妨げとならないようご注意ください。
- ・ 以下の注意事項について看板を設置し周知をしておりますので、注意事項を守って港をご利用くださるようお願いいたします。

- 1 ゴミの放置・不法投棄を禁止します。
- 2 船舶の放置等を禁止します。
- 3 係船場所は公共施設であり、所有権や既得権などの私的権利は発生しない場所です。係留場所の売買などはできませんのでご注意ください。
- 4 小さなお子様連れの方は、海中への転落事故等の防止のため目を離さないようご注意ください。

船舶の不適切な管理による油漏れや沈船等の事故が発生した場合、周りの利用者等に多大な迷惑をかけるだけでなく、原因者が損害賠償責任を負うこととなります。

係留許可実施計画（案）（隼人港本港地区）



係留許可実施計画（案）（隼人港外港地区）



第1号様式

係留施設使用許可(変更)申請書

令和 年 月 日

鹿児島県知事

殿

申請者 住 所

氏 名

電 話

[法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名]

次のとおり係留施設を使用したいので、関係書類を添えて申請します。

ID:

船 種 船 名			
船舶(漁船)登録番号	船舶 ・ 漁船	船舶番号	
		漁船番号	
船舶所有者氏名	※申請者と異なる場合のみ		
総 ト ン 数	ト ン		
長さ幅深さ(メートル)	長さ	幅	深さ
係 船 申 請 場 所	●●港 (地区名:)		
設 置 物 の 名 称	係船環 ・ 係船柱 ・ はしご ・ 浮棧橋 ・ その他(備考欄に内容を記載)		
使 用 期 間	許可期間の開始日から令和●年12月31日まで		
備 考			

※申請書に添付するもの

船舶検査証または漁船登録票の写し(有効期限内のもの、ただし非該当船舶は除く)、船舶・設置物の写真(2Lサイズ以上で船舶・設置物が特定できるもの)各1枚、係留予定位置図

係留施設使用許可(変更)申請書

令和5年1月1日

鹿児島県知事

殿

申請者 住 所 鹿児島市鴨池新町10番1号

氏 名 鹿児島 太郎

電 話 099-×××-△△△△

[法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名]

次のとおり係留施設を使用したいので、関係書類を添えて申請します。

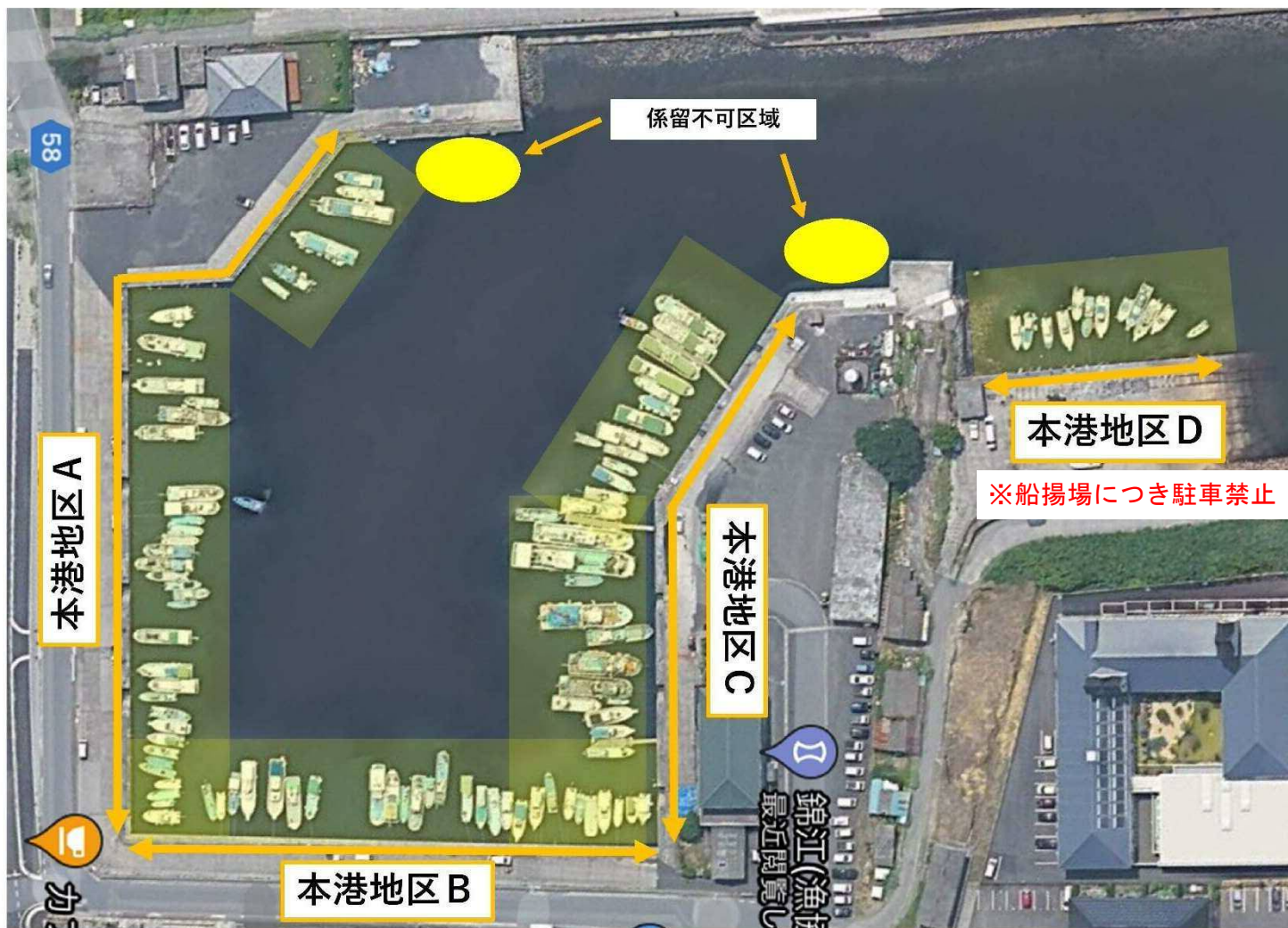
ID:

船 種 船 名	漁船・鹿児島丸		
船舶(漁船)登録番号	船舶 ・ 漁船	船舶番号	
		漁船番号	KG3-××××
船舶所有者氏名	※申請者と異なる場合のみ		
総 ト ン 数	18	ト ン	
長さ幅深さ(メートル)	長さ 7m	幅 2.35m	深さ 1.09m
係 船 申 請 場 所	隼人港 (地区名: 本港地区A)		
設 置 物 の 名 称	係船環 ・ 係船柱 ・ はしご ・ 浮棧橋 ・ その他(備考欄に内容を記載)		
使 用 期 間	許可期間の開始日から令和5年12月31日まで		
備 考			

※申請書に添付するもの

船舶検査証または漁船登録票の写し(有効期限内のもの、ただし非該当船舶は除く)、船舶・設置物の写真(2Lサイズ以上で船舶・設置物が特定できるもの)各1枚、係留予定位置図

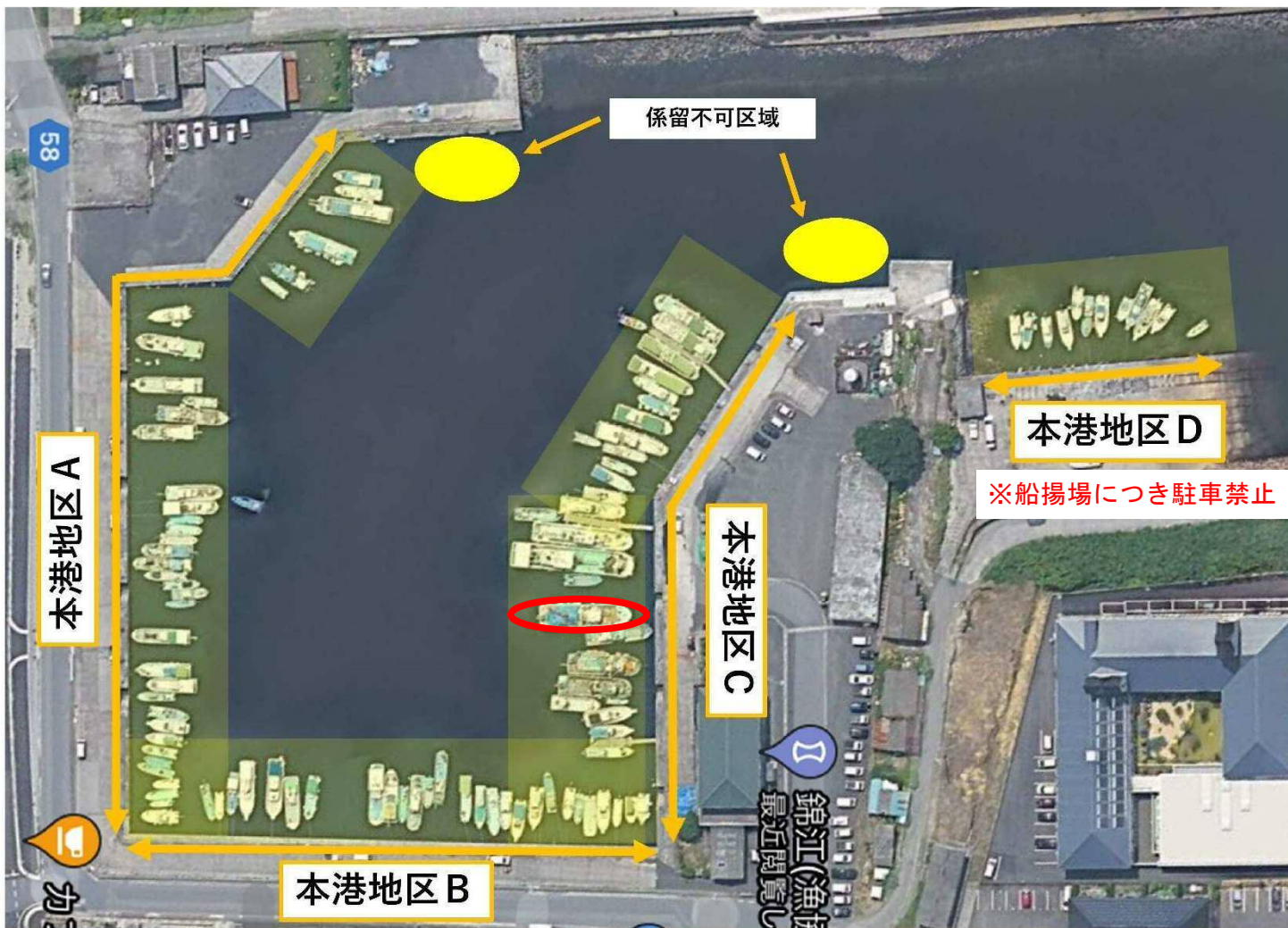
係留予定位置図(隼人港本港地区)



係留予定位置図（隼人港外港地区）



係留予定位置図(隼人港本港地区)



係留施設使用許可取下申出書

令和 年 月 日

鹿児島県知事

殿

申請者 住 所

氏 名

電 話

[法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名]

次のとおり許可を取り下げるとともに、許可のあった内容について速やかに移動(撤去)いたします。

ID:

船 種 船 名	
許 可 番 号	
許 可 期 間	令和●年●月●日から令和●年●月●日まで
許 可 の 場 所	●●港 (地区名:)
取 り 下 げ の 理 由	
備 考	

※取下の理由は、「●年●月●日廃船(予定)のため」、「係船場所移動(移動先)」、「浮棧橋の撤去」、「浮棧橋の更新による撤去」など具体的に記入すること

係留施設使用許可取下申出書

令和5年6月1日

鹿児島県知事

殿

申請者 住所 鹿児島市鴨池新町10番1号

氏名 鹿児島 太郎

電話 099-×××-△△△△

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名 〕

次のとおり許可を取り下げるとともに、許可のあった内容について速やかに移動（撤去）いたします。

ID:

船種 船名	漁船・鹿児島丸
許可番号	A-●●●
許可期間	令和5年1月1日から令和5年12月31日まで
許可の場所	隼人港（地区名：本港地区A）
取り下げの理由	令和5年6月1日廃船のため
備考	

※取下の理由は、「●年●月●日廃船（予定）のため」、「係船場所移動（移動先）」、「浮棧橋の撤去」、「浮棧橋の更新による撤去」など具体的に記入すること

係留施設使用許可書

令和 年 月 日

申請人 住 所
氏名又は名称

係留施設の使用について下記のとおり許可します。

なお、別紙の許可の条件を遵守しない場合は、許可の取り消し、撤去などの措置を命
じることがあります。

鹿児島県始良・伊佐地域振興局長
米盛 幸一

印

記

ID:

船 種 船 名	
許 可 番 号	
係 船 許 可 場 所	●●港 (地区名:)
設 置 物 の 名 称	係船環・係船柱・はしご・浮棧橋・その他(備考欄に内容を記載)
使 用 期 間	令和●年●月●日から令和●年●月●日まで
備 考	

係留施設使用許可条件書

係船にあたっては以下の項目を遵守することとし、これに違反した場合は許可の取り消し、撤去などの措置を命じることがあります。なお、船舶の事故や係留のために設置した工作物等に起因する設置者・第三者への損害については、県は一切責任を負いません。第三者への損害賠償があった場合に備え、損害保険の加入に努めてください。

また、港湾施設は公共施設であるため、使用に際しては、他の使用者や関係団体と話し合いを行うなど、使用者間でトラブルとならないよう、互いに譲り合って使用してください。

- 1 許可を受けた船舶以外は係留しないこと。
- 2 許可のあった区域内に係留し、係留中は、許可の確認できる場所に掲示用の許可証を掲示または携行し、提示を求められた場合は提示すること。
- 3 係留施設の原状を変更しないこと。ただし、許可を受けた係留用の工作物はこの限りでない。
- 4 船舶の係留以外の用途に使用しないこと。
- 5 港湾内において油漏れや沈船等の事故のないよう、船舶の管理に努めること。
※特に油漏れは、他の船舶等(特に漁業者)に対して損害賠償責任を負うこととなります。
- 6 設置した工作物の維持・管理は設置者の責任において適切に行うこと
- 7 係留施設の一部を滅失又は毀損させた場合には、直ちにその状況を県に通知すること。また、県が滅失又は毀損させた係留施設の原状回復又は損害の賠償を請求した時は、その請求により指定する日までに原状に回復し、又は損害を賠償すること。
- 8 港湾施設内にゴミを放置しないこと。
- 9 使用できない船舶や今後使用見込みのない船舶は、速やかに許可の取下げを行うこと。

- 10 次の一に該当するときは、催告の手続きを要しないでこの許可を取り消すことがある。
 - (1) 公用又は公共用に供するため必要が生じたとき
 - (2) 使用者が、許可条件の一つに違反する行為があると認めるとき
- 11 許可期間の満了又はこの許可を取り消されたため、使用者又は第三者に損害を生じても許可者は何らの責めにも任じない。
- 12 この許可により、使用者又は第三者が支出した有益費及び必要費、その他の費用があってもこれを許可者に請求しないこと。
- 13 許可期間が満了し、又はこの許可を取り消された時は、別に許可する場合を除き、指定する期日までに原状に回復して引き渡すこと。
- 14 この条件に不服があるときは、この通知を受けた日から起算して5日以内(ただし、許可期間が10日未満の場合は、この通知を受けた日)にこの許可に係る申請を取り下げることができる。
- 15 この許可条件に疑義を生じ、又はこの許可条件にない事項で必要が生じたときは、鹿児島県の関係条例、規則等によるほか、知事の定めるところによる。

許可証

令和●年●月●日まで

船名

船舶・漁船番号

隼人港

本港地区A

A-000

鹿児島県

ID :

※ 本許可証の他、免許証サイズの許可証も送付予定。

関係者 各位

鹿児島県始良・伊佐地域振興局
建設部建設総務課管理係

隼人港の係留施設使用許可期間の満了について(お知らせ)

このことについては、令和●年●月●日で許可期間が満了となります。

については、引き続き使用する場合は、更新の申請が必要ですので、下記のとおり必ず各申請書等を提出してください(添付書類に漏れのないようにしてください)。

また、更新しない船舶等については速やかに撤去するなど適切な対応をお願いします。

なお、参考までに、申請用の様式を同封しますので、必要に応じてコピーするなどして申請にご利用ください。

記

1 提出期限 令和●年●月●日(●)必着

2 提出書類

- (1) 係留施設使用許可(変更)申請書
- (2) 船舶検査証の写し(有効期限内のもの)
- (3) 写真(船舶及び係船環等の設置物)
- (4) 係留予定位置図

3 提出先

鹿児島県始良・伊佐地域振興局建設部建設総務課管理係
〒899-5212 鹿児島県始良市加治木町諏訪町12

管理係 担当:●
電話0995-63-8351

令和 年 月 日

様

鹿児島県始良・伊佐地域振興局長
米盛 幸一

係留施設使用許可申請について(通知)

あなたが係留している下記の船舶は、令和●年●月●日 現在、係留施設の使用許可がされておられません。

については、引き続き係留施設を使用する場合は、同封の「係留施設使用許可(変更)申請書」の内容を確認され、同申請書に申請日付、その他必要事項を記載し、押印の上、速やかに提出してください。

係留施設使用許可申請に添付が必要な関係書類等は、同申請書内に記載がありますので、必ず添付してください。

記

ID:

係留港湾名		地区名	
船舶(漁船)番号	船舶 ・ 漁船	船舶番号	
		漁船番号	
所有者名			
所有者住所	〒 -		
備考			

本通知書について疑義がある場合、本通知書記載日付より5日以内に限り、管轄局へ申し立てができます。

<問合せ先>

〒899-5212 鹿児島県始良市加治木町諏訪町12
始良・伊佐地域振興局 建設部 建設総務課 管理係
電話:0995-63-8351

今回の係留許可申請に必要な提出書類

※以下の書類に不備があった場合は、受理できませんのでご注意ください。

※小型船舶を複数所有している場合、船舶ごとに申請が必要です。

- 1 係留施設使用許可（変更）申請書
※記載例を確認し、漏れなく記載すること
- 2 船舶検査証または漁船登録票の写し（有効期限内のもの）
※漁船登録票については、検認証印欄の写しも必要です。
- 3 船舶の写真（2 Lサイズ以上で船舶が特定できるもの）
- 4 設置物の写真（2 Lサイズ以上で設置物が特定できるもの）
- 5 係留予定位置図（係留予定場所に○などでしるしをつける）